平成２２年（フ）第４８６号
埼玉県川口市芝４丁目10番10号　末広荘202号
債務者　小玉　　馨
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
さいたま市岩槻区仲町１丁目13番４―201号
債務者　倉金　　晋
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
さいたま市中央区上落合８丁目12番８―403号
債務者　瀬田川和男
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４９号
埼玉県加須市弥兵衛539番地１　ユートピア２、旧住所埼玉県北埼玉郡大利根町大字弥兵衛563番地１
債務者　齋藤　照子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
埼玉県北本市石戸５丁目261番地
債務者　上條　美春
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
愛知県豊橋市小向町字北小向４番地　A―201
債務者　今　　正幸
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市玉島道越290番地３
債務者　中本　智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
青森県八戸市諏訪３丁目10番４号　サトウマンション201
債務者　高橋たつ子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
青森県八戸市柏崎４丁目16番13号アベニュー幸苑Ⅱ102号
債務者　高田　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
青森県八戸市柏崎４丁目16番13号アベニュー幸苑Ⅱ102号
債務者　高田千代隆
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
青森県三戸郡南部町大字大向字小波田17番地１、前住所神奈川県秦野市曽屋692番地の２秦野パークアベニューA307号
債務者　若本　昭子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
青森県八戸市白銀５丁目17番地11　フローレスＳＴ―Ｄ号
債務者　川邊　雅也
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ａ２―51号
債務者　二部あさ子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ａ２―51号
債務者　二部　親司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
青森県八戸市大字白銀町字栗沢道42番地９マリンコーポＢ号室
債務者　古川　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
青森県八戸市大字湊町字柳町25番地七福荘７号室、前住所青森県八戸市白銀４丁目４番地18
債務者　嶋脇　清治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
青森県八戸市大字鮫町字下松苗場５番地２、前住所青森県八戸市白銀４丁目４番地18
債務者　嶋脇はるみ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係